

(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン 骨子案

令和6年6月
札幌市子ども未来局

構成

1. 計画の位置づけ及び計画期間

2. 子ども・若者と子育て世帯を取り巻く状況

3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

4. 計画策定のポイント

5. 章構成(案)

6. 計画体系(案)(第4章 具体的な施策の展開)

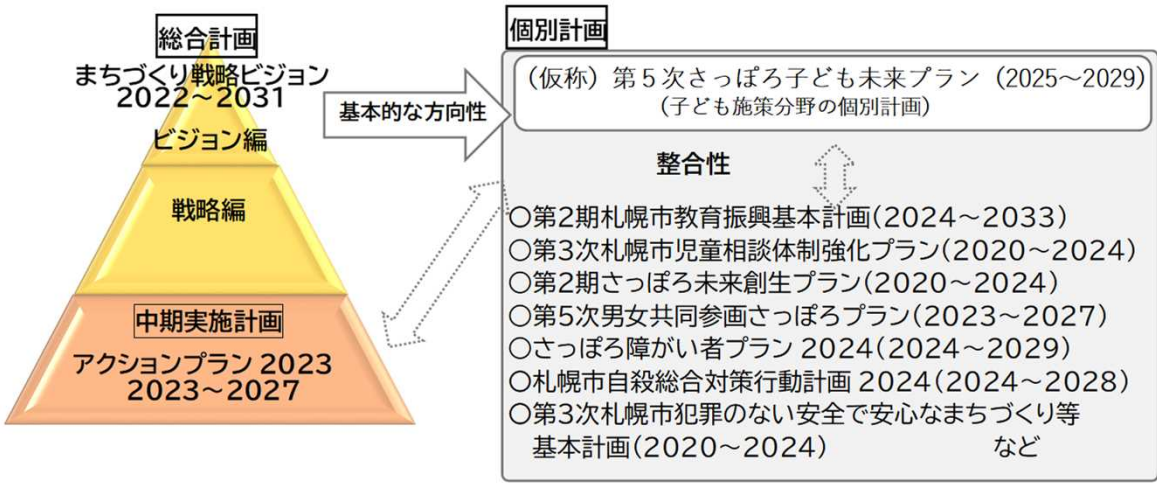
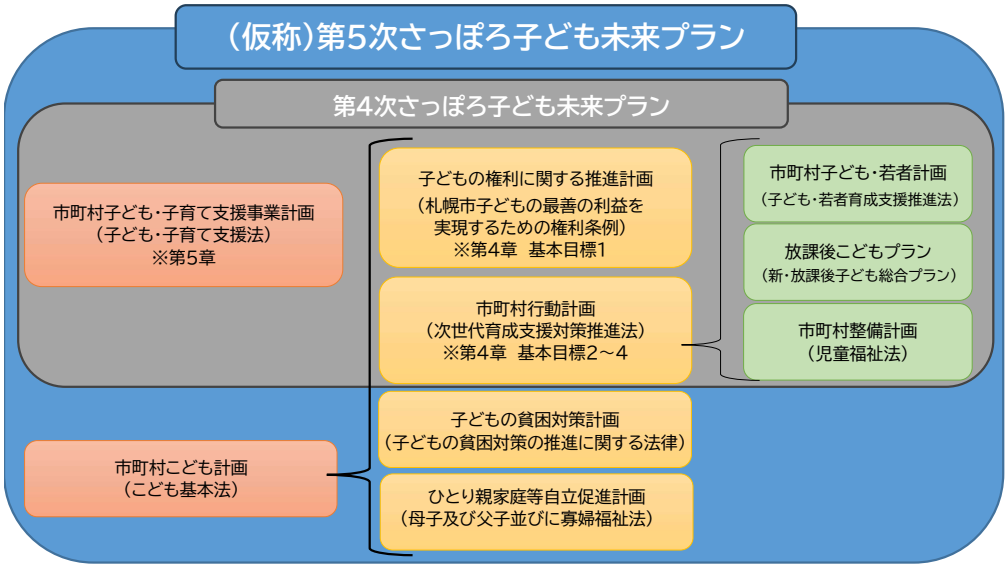
1. 計画の位置づけ及び計画期間

(1)位置づけ

- 現計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく子どもの権利推進を理念とし、「市町村行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「子どもの権利推進計画」を合わせた計画であり、他計画も一体のものとして策定している。
- 次期計画は、現計画の位置づけに加え、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けることとし、「こども大綱」の内容を勘案して策定する。そのため、本市の次期計画においても、子どもに関する計画を束ね一体的に子ども施策を推進するため「札幌市子どもの貧困対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合する。
- また、次期計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2022～2031)」の方向性を踏まえた子ども施策分野の個別計画と位置付け、関連計画との整合性に配慮する。

(2)計画期間

○令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



2. 子ども・若者と子育て世帯を取り巻く状況

(1) 子ども・若者の権利の尊重と、子ども・若者目線に立ったまちづくりへの対応

＜令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果概要(資料2-2)より抜粋＞

- ・自分のことが好きだと思う子どもの割合は全体の約6割と比較的高くなっているが、H30よりも低下(H30:67.4%、R5:62.4%)
年齢別では、年齢が上がるにつれて「そう思わない」の割合が上昇(資料2-2 P.8)
- ・子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験は機会も多く、比較的足りているが、職業体験や社会体験、ボランティア活動の機会は十分ではないとの傾向(資料2-2 P.5 問8)
- ・意見表明機会では、家庭や学校における意見表明の機会はあるが、札幌市政については、「機会はない」(29.7%)や「特に言いたいことがない」(22.3%)の割合が高い。(資料2-2 P.5 問9)
- ・「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は、子どもでは横ばい、大人では低下
(大人H30:49.2%、R5:37.6%、子どもH30:63.8%、R5:63.8%)(資料2-2 P.16、17)

＜令和5年度札幌市指標達成度調査※より＞※18歳以上の市民が対象

- ・18歳以上から39歳までの若者の、市政への関心や参加に関する意向は以下の通り。

関心があり、ある程度の時間や労力をかけても積極的に参加したい…4.08%	} 参加意向あり59.04%
関心があり、負担が少なく手軽に参加できるものであれば参加したい…42.02%	
関心はないが、魅力的と思える条件や参加の依頼・誘い等、きっかけがあれば参加を考えてもいい…12.94%	
関心はあるが、参加したいと思わない…30.5%	} 参加意向なし33.51%
関心がなく、参加したいとも思わない…3.01%	



《方向性》

- ・子ども・若者の権利尊重の理念のもと、子ども・若者目線にたったまちづくりや、子ども・若者の参加や意見表明の機会を推進

2. 子ども・若者と子育て世帯を取り巻く状況

(2) 配慮を要する子どもの増加

- ・本市における不登校児童及び生徒数については小学校、中学校ともに年々増加(資料:文部科学省の内札幌市分抜粋)
(小学校)H30:628人、R4:1,489人(+861人)
(中学校)H30:2,007人、R4:3,347人(+1,340人)
- ・本市におけるいじめの認知件数は増加傾向(資料:文部科学省の内札幌市分抜粋)
H30:9,146件、R3:12,104件(+2,958件)
- ・児童虐待認定件数はR2年度以降低下傾向だったが、R5年度は増加(資料:札幌市)
H30:2,117件、R1:2,401件、R2:2,562件、R3:2,402件、R4:2,286件、R5:2,627件(H30比+510件)
- ・特別支援学校の在学者数は、増加傾向(資料:札幌市)
H30:総数1,986人、R5:総数2,085人(+99人)
- ・R3に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」では、中学生では4.3%、高校生では4.1%が、自分がお世話をしている家族が「いる」(≡ヤングケアラー)と回答している。
- ・「令和5年度札幌市ひきこもり地域支援センター事業実績報告書」によると、令和5年度の新規相談の内、ひきこもり当事者の年齢内訳は以下の通りで、全体(254人)の内、40歳未満の割合は61.5%。
10歳以上15歳未満:2人、15歳以上20歳未満:38人、20歳以上30歳未満:66人、30歳以上40歳未満:50人



《方向性》

- ・複雑・多様化する困難を抱える子ども・若者に対する支援の充実

3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

(1) 母親の就労割合の増加(＝共働きの増加)とそれに伴い求められる共育での推進

<調査結果(資料2-3)より抜粋>

- ・母親が就労(休業中を含む)している割合→14.2%の増加(H30:56.9%、R5:71.1%)(資料2-3P.3)
- ・母親が育児休業を取った、あるいは今取っている→増加(H30:38.3%、R5:56.4%)
父親が育児休業を取った、あるいは今取っている→15.3%の増加(H30:4.3%、R5:19.6%)(資料2-3P.6)
- ・教育・保育事業の利用者で、子どもが病気やケガで預けられなかったときの対応(資料2-3P.16)
→「母親が休んだ」が84.0%で最多。「父親が休んだ」は17.5%の増加(H30:27.1%、R5:44.6%)
- ・子育ての主な担い手については、「父母ともに」が52.6%、「主に母親」が46.7%(資料2-3P.2)
→父母がともに子育てを担っている割合が増加(H30:45.3%、R5:52.6%)
- ・父母が子どもと過ごす時間を比較すると、母親が子どもと過ごす時間が父親に比べ平均5.7時間多い(資料2-3P.4)
→依然として子育ての担い手は母親(父親平均:3.0時間、母親平均:8.7時間)
- ・どうしたら仕事と子育ての調和が取れるようになると思うかに対し、突発的な休暇や早退がとりやすいこと(76.0%)、職場の上司や同僚の理解が高まること(62.0%)、労働時間(残業時間を含む)が短縮されること(56.2%)を半数以上の人が挙げている。(資料2-3P.10)



《方向性》

- ・職場風土や働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化
- ・育児休業取得促進に向けた取組や働きかけを充実
- ・父親の育児参加を促進させるための取組の充実

3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

(2) 多様な保育ニーズへの対応

<調査結果(資料2-3)より抜粋>

- ・幼稚園一時預かりを定期的にご利用している割合は6.9%に対し、条件が合えば定期的にご利用したいと答えた割合は21.6%(資料2-3P.13)
- ・不定期の教育・保育事業を利用したい理由の内訳は、私用(買い物、子どもや親の習い事等)・リフレッシュ目的(38.4%)、冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院、出産、介護等(32.2%)(資料2-3P.17)

- ・子育てをしていて大変なことやその解決策(グループヒアリングより)(資料2-3P.11)

大変なこと:仕事や(自身やきょうだいの)通院時に、子どもの預け先がない

育児に時間を取られ、これまでの過ごし方ができない時に、自分の時間が持てないと感じる

解決策:一時預かりが気軽に使えるようになる、短時間(30~60分程度)でも預かってくれる場所がある、仕事や自分が体調不良の時に助けてくれる・預かってくれる人や場所がある

→短時間・気軽な一時預かりへのニーズ

- ・子どもが病気やケガの際に「行政の預かりサービス」を利用したい世帯が36.5%いるものの、実際に利用した世帯が1.8%と希望と実態のギャップが大きい。(資料2-3P.16)

- ・自由記載より(資料2-3P.21):

「急な病気の場合でも、できるだけ簡単に預けることができる場所があったらいい。預けるまでの手続き、事前登録、予約等が手間取りすぎて無理に感じる。」

→安心して預けられる環境づくりへのニーズ



《方向性》

- ・多様な保育ニーズを踏まえた着実な取組の実施
- ・子どもが病気やケガの時でも安心して預けられる環境づくり

3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

(3)適切な情報取得への支援を含めた、子育てにおける孤立感やストレスへの対応

<調査結果>

- ・子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか(資料2-3P.8)

→ 子どもをみてもらえる人はいない世帯は、子育てを大変だと思う割合が高い

→ 世帯構成別でみると、ひとり親世帯(子+母/父親)のみが、楽しさと大変さが同じくらいが最も多い

- ・子育てをしていて大変なことやその解決策(グループヒアリングより)(資料2-3P.11)

大変なこと:自分に余裕がない時や、周りに知り合いがいなかったため相談できない時に、子どもの発育・しつけや、悩みの相談先に困った

解決先:自分に寄り添ってくれる相談先があること、シングルマザーの集いや同世代や先輩パパママから経験を聞く場があること

→ 経験者に相談できる場のニーズ

- ・子育ての情報はこういった機会、場所、どのような媒体だと入手しやすいか(グループヒアリングより)(資料2-3P.12)

アプリ、SNS、子育て公式LINEなど、スマートフォンなどで手軽に情報を得られるようにしてほしい

SNSについては「フォローさえしたら自然と情報が目に入る」「イベント情報やクーポンを配信」など、プッシュ型の媒体への要望



《方向性》

- ・子育てに孤立感を抱える方や、ストレスを抱える方への対応について、当事者同士が集まる場や、訪問型や保護者に寄り添った相談体制などの支援体制の構築
- ・悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供手法の検討が必要

3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

(4) 経済的支援を求める声への対応

<調査結果>

- ・ひとり親世帯→世帯年収「200万円未満」が最多(資料2-3P.1)
- ・育休からの復帰後、短時間勤務制度を利用しなかった理由(資料2-3P.7)
 - 「給与が減額され、経済的に苦しくなるため」が最多(母親:50.8%、父親:44.3%)
- ・どうしたら仕事と子育ての調和が取れるようになると思うか(資料2-3P.10)
 - 「経済負担が軽減されること」(65.9%)が第二位
- ・子育て支援策に関する意見・要望(資料2-3P.20)

ある程度充実と回答した割合:医療機関にかかる費用の負担軽減(52.3%)

充実させてほしいと回答した割合:手当や給付金などの金銭面での支援(63.0%)、認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減(48.5%)



《方向性》

- ・経済的支援について、国制度や市独自制度を通して着実に実施

4. 計画策定のポイント

こども基本法及びこども大綱を踏まえた計画体系	○こども基本法及びこども大綱の理念を踏まえ、全ての子ども・若者が、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、次期計画の体系を構築していく。
市民ニーズに応える子育て施策の推進	○ニーズ調査を踏まえた課題解決策を施策に位置付けたうえ、具体的な事業に取り組み、社会全体で、子ども・若者及び子育て世帯を支える。
着実な進行管理の実施	○計画全体、基本目標ごとに成果指標を設定するほか、主要な活動指標を設定する。 ○進捗管理に際しては、数値目標ごとの施策・事業の貢献度を分析するなどして、子ども・子育て会議等を通して適切に進行管理を行う。

5. 章構成(案)

第1章	計画の策定	○計画策定の背景及び趣旨 ○計画の位置づけ、対象、計画期間
第2章	札幌市の現状	○前計画の実施状況 ○札幌市の子ども・子育て世帯の現状(調査結果、統計)
第3章	計画の推進体系	○基本理念 子ども・若者の権利を尊重し、 子どもと若者の輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち ○基本的な方針 1) 子ども・若者と子育て当事者の視点 2) 貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり 3) ライフステージに応じて切れ目なく支える 4) 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える ○子どもが考える「子どもにやさしいまち」 ○成果指標：①計画全体の指標 ②基本目標ごとの指標 ③主要な活動指標
第4章	具体的な施策の展開	○計画体系(案)参照
第5章	札幌市子どもの貧困対策計画	○第2次札幌市子どもの貧困対策計画を統合
第6章	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画	○(仮称)第5次ひとり親家庭等自立促進計画を統合
第7章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画	○子ども・子育て支援法で定める「自治体子ども・子育て支援事業計画」該当部分
第8章	計画の推進体制	○計画の推進体制(審議会での評価、数値目標の評価等) ○計画の見直し

○章構成(案)のポイント
 ・子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画を統合するにあたり、第4章において基本目標1及び3の基本施策として位置付ける。
 ・また、新たに統合する計画であることから、詳細については第5章及び第6章で述べる。

5. 章構成(案) <基本理念について>

現プラン

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち



次期プラン

子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

<考え方>

- ・次期プランはこども基本法や、こども大綱の内容を勘案し、子どもの権利尊重を軸として構成する。
- ・次期プランの核となる基本理念については、これまでのさっぽろ子ども未来プランも、子どもの権利の尊重を通底理念として策定されており、次期プランもその理念は変わらないことから、現プランの理念を引継ぐ。
- ・これまで「子ども」だけだったものを、子ども・若者を対象としたプランであることが明示されるよう、「子ども・若者」とする。

※参考① こども基本法の目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する

※参考② こども大綱の目指すこどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

5. 章構成(案) <基本的な方針について>

現プラン(基本的な視点)	次期プランの基本的な方針	※対応することも大綱の基本的な方針
1 子どもの視点	1 子ども・若者と子育て当事者の視点 New 次代を担う子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組んでいく。また、子ども・若者と子育て当事者の意見を取り入れながら、その視点に立って各施策を推進していく。	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点	2 貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり New 障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子ども・若者を含めた、すべての子ども・若者にとって、公平な環境の中で、自分らしく幸せに生活できるようにしていく。	④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点	3 ライフステージに応じて切れ目なく支える 次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じて支援することに加え、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行っていく。	③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点	4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える 多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、札幌市役所内、関係省庁、他自治体等との組織横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めていく。	⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

○基本的な方針のポイント

1:現計画の視点1の考え方に加え、こども大綱を踏まえ、若者と子育て当事者の視点に立ち、それぞれの視点を尊重しながら、各施策を推進していく。

2:こども大綱の基本的な方針④⑤を踏まえ、次期計画では、貧困と格差の解消を図ること、及びすべての子ども・若者にとって公平な環境となり、多様な価値観や考え方に基づき自ら選択をし、自分らしく幸せに生活していくことを目指す。また、現計画視点2の子育て当事者を支える視点は次期計画の方針4に包含する。

3:現計画の視点3の考え方に加え、こども大綱を踏まえ、「切れ目なく支える」という視点を盛り込む。

4:こども大綱の方針と現計画の視点の考え方が合致していることから、次期計画でもそれを引き継ぐ。

6. 計画体系(案)(第4章 具体的な施策の展開)

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策の内容	基本施策に盛り込む市の施策の内容(想定)
基本施策1 子どもの権利を大切にす る社会に向けた取組	子どもの権利の普及・啓発、権利に関する理解促進、人権教育の推進、子 どもを受け止め育むまちづくり、子どもを権利侵害から守る取組、多様性 のある社会の推進 など
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍 できる機会づくり	子どもの意見表明の促進、子どもの参加の促進(施設や学校、地域)、遊び や体験活動の推進、生活習慣の形成等、子ども・若者が活躍できる機会づ くり など
基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	こども家庭センター、第二児童相談所整備、社会的養護を必要とする子ど も・若者の自立支援、里親制度の促進 など
基本施策4 困難を抱える子ども・若 者への支援の推進	ヤングケアラーへの支援、不登校支援、高校中退後の支援、非行防止と自 立支援 など
基本施策5 病気や障がいのある子ど も・若者への支援の推進	乳幼児期・学校教育における支援体制の充実、障がいのある子ども・医療 的ケアが必要となる子ども・慢性疾患や難病の子どもへの支援、病気や障 がいがある子どもと家族の居場所づくり など
基本施策6 子ども・若者を取り巻く 脅威から守る取組	いじめから守る取組、自殺対策、犯罪から守る取組 など
基本施策7 子どもの貧困対策	詳細は第5章に記載

6. 計画体系(案)(第4章 具体的な施策の展開)

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策の内容	基本施策に盛り込む市の施策の内容(想定)
基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実	妊娠・出産期の相談体制の強化、医療や母子保健等関係者の連携、乳幼児健診等の推進、妊娠期から出産期への切れ目のない支援と伴走型支援、多様な保育ニーズへの対応 など
基本施策2 学童期・思春期における環境の充実	子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進、放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供(児童会館等)、将来に向け必要となる知識に関する情報提供や教育 など
基本施策3 青年期における環境の充実	高等教育の修学支援や充実、就労支援、雇用等の安定に向けた取組、結婚を希望する方への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 など

6. 計画体系(案)(第4章 具体的な施策の展開)

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策の内容	基本施策に盛り込む市の施策の内容(想定)
基本施策1 経済的支援の充実	子ども医療費助成の拡充、第二子保育料無償化、各種手当の支給、小中学生や高校生の通学に係る交通費の助成、妊娠・出産寄り添い給付金の支給など
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	子育てサロン、子育て世帯向けの情報発信、家庭教育支援の充実 など
基本施策3 共働き、共育ての推進	父親による子育て推進、育児休業取得助成、働き方改革推進、男女がともに活躍できる環境づくり応援、など
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	詳細は第6章に記載